

医行為ではないと考えられる行為まとめ

根拠 ①医行為ではないと考えられる行為（平成17年通知） ②医行為ではないと考えられる行為その2（令和4年通知）

	行為	条件・備考等	根拠
体温測定関係			
1	一般的な方法による体温測定	① 水銀体温計・電子体温計による腋下での計測 ② 耳式電子体温計による外耳道での測定	①
血圧等測定関係			
2	自動血圧測定器による血圧測定		①
3	動脈血酸素飽和度を測定するため ① パルスオキシメーターを装着し ② 動脈血酸素飽和度を確認すること	① 新生児以外の者 ② 入院治療の必要ないものに対して *測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為（*注2）	①②
4	半自動血圧測定器（ポンプ式を含む）を用いて血圧を測定すること。	*測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為（*注2）	②
軽微な傷・やけど等の処置関係			
5	軽微な切り傷・擦り傷・やけど等の処置	専門的な判断や技術が必要としない処置であること	①
服薬等介助関係			
6	医薬品使用の介助 ① 皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く） ② 皮膚への湿布の塗布 ③ 点眼薬の点眼 ④ 一包化された内用薬の内服 ⑤ 肛門からの坐薬挿入 ⑥ 鼻腔粘膜への薬剤噴霧	① 医師等が以下の3条件を満たしていることを確認していること (1) 入院・入所の必要がなく容態が安定している (2) 副作用の危険性・投薬量の調整のため、医師等による連続的な容態の経過観察が必要でない (3) 誤嚥・出血など医薬品の使用にあたり医師等の専門的な配慮が必要でない ② 家族・本人に対し無資格者による介助を行うことを説明したうえで、委任状等の具体的な依頼を受けていること ③ 医薬品が医師の処方によるものであること ④ 医師・歯科医師の処方、薬剤師の服薬指導、看護職員の保健指導を遵守すること	①
7	① 水虫や爪白癬に罹患した爪への軟膏又は外用液の塗布（褥瘡の処置を除く。） ② 吸入薬の吸入 ③ 分包された液剤の内服を介助すること	注6 服薬等の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。	②
爪切り関係			
8	つめ切り・やすりがけ	① 爪に異常がないこと ② 爪周辺の皮膚に化膿・炎症がないこと ③ 糖尿病等の疾患で専門的な管理が必要でないこと	①
オーラルケア関係			
9	日常的なオーラルケア	重度の歯周病等にかかっていないこと	①
耳垢の除去			
10	耳垢の除去	耳垢寒栓の除去を除く	①
ストマ関係			
11	ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること	肌に装着したパウチの取り換えを除く	①
自己導尿関係			
12	自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと		①

浣腸関係			
13	市販の使い捨て浣腸器による浣腸	使用する浣腸器は下記の条件を満たしていること ① 挿入部の長さが5～6cm程度以内 ② グリセリン濃度50% ③ 成人用では40グラム以下 小児用では20グラム以下 幼児用では10グラム以下	①
在宅介護等の介護現場におけるインスリンの投与の準備・片付け関係			
14	在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、あらかじめ医師から指示されたタイミングでの ① 実施の声掛け ② 見守り ③ 未使用の注射器等の患者への手渡し ④ 使い終わった注射器の片付け（注射器の針を抜き、処分する行為を除く） ⑤ 記録	* 患者の血糖値や食事摂取量等が不安定でないことが必要である（注2）	②
15	在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が血糖測定及び血糖値の確認を行った後に、介護職員が、当該血糖値があらかじめ医師から指示されたインスリン注射を実施する血糖値の範囲と合致しているかを確認すること	* 測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為（注2） * 患者の血糖値や食事摂取量等が不安定でないことが必要である（注2）	②
16	在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が準備したインスリン注射の目盛りが、あらかじめ医師から指示されたインスリン単位数と合っているか読み取ること。	* 患者の血糖値や食事摂取量等が不安定でないことが必要である（注2）	②
血糖測定関係			
17	患者への持続血糖測定器のセンサーの貼付や当該測定器の測定値の読み取りといった、血糖値の確認を行うこと	* 測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為（*注2） * 患者の血糖値や食事摂取量等が不安定でないことが必要である（注2）	②
経管栄養関係			
18	既に患者の身体に留置されている経鼻経管栄養チューブを留めているテープが外れそうな場合や、汚染した場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと	皮膚に発赤等がなく、身体へのテープの貼付に当たって専門的な管理を必要としない患者について	②
19	① 経管栄養の準備（栄養等を注入する行為を除く） ② 片付け（栄養等の注入を停止する行為を除く）	なお、以下の3点については医師又は看護職員がおこなうこと ① 鼻からの経管栄養の場合に、既に留置されている栄養チューブが胃に挿入されているかを確認すること ② 胃ろう・腸ろうによる経管栄養の場合に、び爛や肉芽など胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことを確認すること。 ③ 胃・腸の内容物をチューブから注射器でひいて、性状と量から胃や腸の状態を確認し、注入内容と量を予定通りとするかどうかを判断すること。	②

喀痰吸引関連			
22	<ul style="list-style-type: none"> ① 吸引器に溜まった汚水の廃棄や吸引器に入れる水の補充 ② 吸引チューブ内を洗浄する目的で使用する水の補充 	②	
在宅酸素療法関係			
26	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅酸素療法を実施しており ● 患者が援助を必要としている場合であって ● 患者が酸素マスクや経鼻カニューレを装着していない状況下における ① あらかじめ医師から指示された酸素流量の設定 ● 酸素を流入していない状況下における ② 酸素マスクや経鼻カニューレの装着等の準備 ③ 酸素離脱後の片付け 	<p>ただし、下記は医師、看護職員または患者本人が行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 酸素吸入の開始（流入が開始している酸素マスクや経鼻カニューレの装着を含む。） ② 酸素吸入の停止（吸入中の酸素マスクや経鼻チューブの除去を含む。） 	②
27	<p>在宅酸素療法を実施するにあたって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 酸素供給装置の加湿瓶の蒸留水を交換する ② 機器の拭き取りを行う等 <p>機器の使用に係る環境整備を行うこと</p>		②
28	人工呼吸器の位置の変更を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅人工呼吸器を使用している患者の体位変換を行う場合に ● 医師又は看護職員の立会いの下で、 	②
29	<p>注1 当該酸素マスクや経鼻カニューレを元の位置に戻すこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅酸素療法を実施するにあたって ● 酸素流入中の酸素マスクや経鼻カニューレがずれ、 ● 次のいずれかに該当する患者が (1) 肢体不自由等により、自力で酸素マスクや経鼻カニューレを戻すことが困難である患者 (2) 睡眠中や意識がない状態で、自力で酸素マスクや経鼻カニューレを戻すことが困難である患者 <p>一時的に酸素からの離脱（流入量の減少を含む。）したことが見込まれる場合</p>	②
膀胱留置カテーテル関係			
30	膀胱留置カテーテルの畜尿バックからの尿廃棄（DIBキャップの開閉を含む。）をおこなうこと		②
31	膀胱留置カテーテルの畜尿バックの尿量及び尿の色の確認を行うこと		
32	膀胱留置カテーテル等に接続されているチューブを留めているテープが外れた場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと		
33	膀胱留置カテーテルを挿入している患者の陰部洗浄を行うこと	専門的管理が必要ないことを医師又は看護職員が確認した場合のみ	
食事介助関係			
34	食事（とろみ食を含む。）の介助を行うこと		②
その他関係			
35	有床義歯（入れ歯）の着脱及び洗浄を行うこと		②

2023年1月24日作成

*この一覧には未記載の注意事項等がありますので、詳細は各通知等をご確認ください。